

葉山町汚水処理場の設置及び管理に関する条例及び
葉山町汚水処理施設管理基金の設置、管理及び処分に
関する条例を廃止する条例

葉山町汚水処理場の設置及び管理に関する条例（昭和58年葉山町
条例第12号）及び葉山町汚水処理施設管理基金の設置、管理及び処
分に関する条例（昭和59年葉山町条例第3号）を次のように廃止す
る。

（別 紙）

令和8年2月9日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

町が設置及び管理する汚水処理場を廃止することに伴い、提案する
ものです。

葉山町条例第 号

葉山町汚水処理場の設置及び管理に関する条例及び葉山町汚水処理施設管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 葉山町汚水処理場の設置及び管理に関する条例（昭和58年葉山町条例第12号）
- (2) 葉山町汚水処理施設管理基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和59年葉山町条例第3号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前までの汚水処理場の使用に係る使用料は、第1号の規定による廃止前の葉山町汚水処理場の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条及び第6条の規定により算定するものとする。
- 3 旧条例により算定された使用料の徴収については、なお従前の例による。

条例の概要

題 名

葉山町污水处理場の設置及び管理に関する条例及び葉山町污水处理施設管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 趣 旨

町が設置及び管理する污水处理場を廃止することに伴い、条例を廃止することとした。

2 内 容

(1) 葉山町污水处理場の設置及び管理に関する条例

(2) 葉山町污水处理施設管理基金の設置、管理及び処分に関する条例

特定区域内は、令和 8 年 4 月から公共下水道に接続するため、町が設置する污水处理場の維持管理が不要となることから廃止するもの。

名称	位置	特定区域
第 1 污水处理場	葉山町堀内 1,950 番地の 122	堀内 1,950 番地、2,076 番地、2,082 番地、2,100 番地、2,102 番地及び 2,103 番地
第 3 污水处理場	葉山町一色 530 番地の 64	一色 59 番地、63 番地、67 番地、70 番地、71 番地、92 番地、100 番地、116 番地、145 番地、148 番地、157 番地、168 番地、176 番地、489 番地、526 番地、530 番地、546 番地、555 番地、559 番地及び 577 番地
第 4 污水处理場	葉山町一色 1,262 番地の 42	一色 1,262 番地、1,293 番地、1,298 番地及び 92 番地並びに堀内 2,184 番地及び 2,187 番地

3 施行期日等

(1) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとした。

(2) この条例の施行の日前までの污水处理場の使用に係る使用料は、この条例による廃止前の葉山町污水处理場の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条及び第 6 条の規定により算定することとした。

(3) 旧条例により算定された使用料の徴収については、なお従前の例によることとした。